

令和2年4月10日

町内小中学校の保護者様

大口町教育委員会

新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る小中学校の
臨時休業の措置延長に関するお知らせ

昨日、愛知県知事より緊急事態宣言発出についての言及があり、県立学校の臨時休業措置を5月6日まで延長するとともに、小中学校についても市町村教育委員会に要請していく旨が発表されました。

愛知県下で新型コロナウイルス感染拡大が続いている現在の状況を踏まえ、本町としましては、以下のように小中学校の臨時休業措置の延長することを決定しましたので、ご理解ご協力をお願いいたします。

1 臨時休業期間

令和2年4月8日（水）から令和2年5月6日（水）まで

2 臨時休業における対応

- ・ 休業期間延長に伴う児童生徒への学習課題や連絡は、学校ホームページ、緊急メール、郵送などの方法で、周知します。
- ・ 部活動についても、期間中休止とします。
- ・ 授業の再開は5月7日（木）を予定していますが、新型コロナウイルス感染症の状況は不透明であるため、状況を注視して判断していきます。
- ・ 感染症の状況により、今後の対応については、随時学校から情報を発信します。
- ・ 小中学校の休業により、実施できなかった授業時間の確保については、夏休み期間の短縮等を含め検討していきます。
- ・ 休業期間中、自宅等で過ごすことが難しい児童の居場所確保については、継続して児童クラブで一元的に行う予定です。

小学校の施設を利用し、感染拡大防止の措置に関して最大限の努力はするものの、感染のリスクは心配されます。できるだけご家庭で過ごせる方法を講じていただくとともに、様々な状況を鑑みながら利用についてはご判断ください。（児童クラブに関する問合せ先：福祉こども課 94-1222）

3 お願い

- ・ 感染症の蔓延防止のため、不要不急の外出は控え、ご家庭でも感染症対策にご協力ください。
- ・ 毎朝の検温を行い、健康状態を十分に確認してください。
- ・ 疑われる症状がある場合は、電話相談窓口【帰国者・接触者相談センター（江南保健所）0587-55-1699】へお願いします。また、学校へもご連絡ください。